

業務監査について

1. 業務監査について

財団法人自動車リサイクル促進センターは、監事による監査のみならず、監査室による内部監査、監査法人による外部監査を充実させ、財団運営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることとしているところ。

今般、平成16年度の監査結果について、監査室長及び外部監査法人から報告を受けたところ。

2. 内部監査

内部監査については、監査規程に基づき、監査計画にしたがって行うこととなっているところ。平成16年度監査計画に基づき、平成17年2月15日～平成17年4月28日において実施した監査の結果を「総括監査報告書」として報告を受けた。

概要は以下のとおり。

- ・不正や重大な業務ミスに繋がると思われる問題点は把握されず、また発見されなかった。
- ・自動車リサイクル法及び関連政省令、寄附行為、資金管理業務規程をはじめとした各種規程等は遵守・履行されていることの確認を受けた。
- ・その上で、いくつかの問題点について指摘を受けた。

3. 外部監査

外部監査については、入札を経て選定した外部監査法人によって行うものであるが、具体的な外部監査は、外部監査法人と自動車リサイクル促進センターの間で合意した手続きに基づいて行うこととなる。

しかしながら、選定から監査開始までの期間が短かったこと、及び、内部監査でも指摘を受けているように、手続きの前提となる業務ルールの一部が未確立であったことから、外部監査法人からの提案を受け、平成17年度から実施する「合意された手続きに基づく業務監査」のための予備調査という位置付けで、平成17年2月8日～平成17年5月6日において行われた。

この予備調査の概要は以下のとおり。

- ・資金管理法の収受業務等について平成17年度以降に業務監査を実施するにあたり、合意された手続の確立及びそのための課題検討を行うために実施したものであり、改善点を提示し、今後の業務監査を円滑に遂行することを目的としている。
- ・平成17年度以降に業務監査を実施するうえで問題となる状況につき指摘を受けた。
- ・そのうえで、いくつかの問題点について今後業務監査を効率よく有効に実施するための改善案の例を提示された。

以上